

令和6年度

富士宮市農業委員会総会会議録

令和6年8月9日 開会

令和6年8月9日 閉会

富士宮市農業委員会

令和6年8月9日午後1時00分富士宮市農業委員会会長齊藤 学は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19名

出席委員 18名

農業委員出席委員

1番 脇坂英治	2番 近藤千鶴	3番 赤池勝
4番 齊藤学	5番 佐野守	7番 佐野強
8番 伊藤照男	9番 近藤雅隆	10番 村松義正
11番 富永政則	12番 宮島孝子	13番 遠藤光浩
14番 旭一昭	15番 萩真教	16番 後藤文隆
17番 佐野むつみ	18番 内堀忠雄	19番 杉山弘子

欠席委員

6番 佐野均

農地利用最適化推進委員出席委員

1番 土井治	2番 塩川金彦	3番 渡井清孝
5番 竹川篤志	6番 村松慎一	7番 土井一彦
8番 加藤文男	10番 有賀文彦	11番 鈴木四郎
12番 篠原兼義	13番 牧澤邦彦	

欠席委員

4番 渡邊勝彦 9番 藤浪庸一

事務局職員

(併)事務局長	野毛裕紀子	次長兼振興係長	保坂伸次
主任主査	押尾貞治	主査	池田幸司
主査	滝口悠美		

議長 会長 齊藤 学（以下同じ）

総会に先立ちまして、8月2日の農地利用最適化推進委員会の御参加、どうも御苦労さまでした。

では、始めます。

本日は大変お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきましてありがとうございます。

それでは、会議に入る前に、6番、佐野均委員から本日の会議に欠席する旨の申出がありましたので御報告いたします。

出席委員が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。

これより本日をもって、招集されました富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。会期は本日 1 日と決定したいと存じます。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長

御異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日と決定いたします。

次に、「会議録署名人の指名について」を議題といたします。

お諮りいたします。会議録署名人は、9番、近藤雅隆委員、10番、村松義正委員を指名するこ
とに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長

御異議なしと認めます。よって会議録署名人に、9番、近藤雅隆委員、10番、村松義正委員を
指名いたします。

本日の議事日程は目次のとおり、報第37号から協第7号です。

初めに、報第37号から報第42号まで一括して事務局から報告させます。

事務局。

事務局 滝口主査

令和6年6月21日から令和6年7月20日までの受理分について報告いたします。

議案の1ページから2ページを御覧ください。朗読します。

報第37号 農地返還通知書の受理について、農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通
知があったので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約による通知が4件提出されました。

続きまして、議案の3ページを御覧ください。朗読します。

報第38号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地の賃借権の合意解
約がなされたことの農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので、次のとおり報告す
る。議案に記載のとおり、賃貸借契約の合意解約による通知が3件提出されました。

続きまして、議案の4ページから5ページを御覧ください。朗読します。

報第39号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、農地の権利を取得し
たことの農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。議案
に記載のとおり、3件の届出が受理されました。

続きまして、議案の6ページを御覧ください。朗読します。

報第40号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理について、農地を農地以外の

ものにしようとする農地法第4条第1項第7号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。議案に記載のとおり、1件の届出を受理しました。

続きまして、議案の7ページから8ページを御覧ください。朗読します。

報第41号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について、農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転、またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項第6号による届出書を受理したので、次のとおり報告する。議案に記載のとおり、4件の届出を受理しました。

続きまして、議案の9ページを御覧ください。朗読します。

報第42号 農地法第5条届出の適用を受ける買受適格証明について

農地の競売・公売に参加するため買受適格証明願いの提出があり、証明したので報告する。なお、当該適格証明の交付を受けた者が競落人となり、農地法第5条の規定による届出書を提出した場合において、当該証明の交付時と同様と認めた場合は、受理して差し支えないものとする。議案に記載のとおり、1件の届出書を受理しました。

報告は以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、ここで一括して質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。よって報第37号から報第42号まで報告済みといたします。

議第39号「農地法第3条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

事務局です。議案の10ページを御覧ください。

議第39号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

農地の所有権の移転、その他の権利を設定・移転しようとする農地法第3条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求める。

第1項及び別冊航空写真の1ページを御覧ください。申請地は山本で、高原ニュータウンの北500メートルに位置する農地です。受人は山本にお住まい、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。申請地の隣を受人が既に耕作しており、隣接する当該農地を経営規模拡大を目的として取得したく申請に及んだものです。受人は申請地で茶を栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は7万1,859.83平方メートルで、稼働人員は2名です。

続きまして、第2項及び第3項は同一案件となりますので、併せて説明いたします。別冊航空写真は2ページを御覧ください。申請地は外神で、食事処本山の東に位置する農地です。受人は外神にお住まい、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。受人はこれまで申請地近隣で農地を所有し耕作しており、経営規模拡大を目的として農地を取得したく申請を行うものです。受人はサツマイモを栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は1万9, 643平方メートルで、稼働人員は2名です。

続きまして、第4項及び別冊航空写真は3ページを御覧ください。申請地は外神で、外神陽光園の南に位置する農地です。受人は宮原にお住まい、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。受人は現在申請地の南側の農地を所有、耕作していますが、今回隣接する当該農地を経営規模を目的として取得したいため申請を行うものです。受人はサツマイモ、落花生を栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は2, 312. 68平方メートルで、稼働人員は1名です。

第5項及び別冊航空写真は4ページを御覧ください。申請地は青木で、先照寺の北に位置する農地です。受人は大中里にお住まい、渡人は議案書のとおりです。使用貸借契約になります。受人は新規就農になりますが、渡人とは親戚関係にあり、土地を借り受けて農業に携わり、地域に根づきながら今後耕作していくために申請に至ったものです。受人は水稻、トマト、ネギ等を栽培する計画です。なお、申請地は田んぼですが、申請地の一部につきまして農地改良を行い、田畠転換をする予定です。農地改良届出の受理が令和6年7月19日になされております。受人の許可後耕作面積は1, 888平方メートルで、稼働人員は2名です。

第6項及び別冊航空写真の5ページを御覧ください。申請地は半野で、県道白糸富士宮線半野川にかかる朝日滝橋の北に位置する農地です。受人は万野原新田にお住まい、渡人は議案書のとおりです。使用貸借契約になります。受人は新規就農になります。申請地につきましては、市外に居住している渡人から農業委員会にあっせん申出が行われており、有賀推進委員の尽力にて農地を探していた受人と結びつき、申請に至ったものです。申請地ではニンニク、ジャガイモ、シュンギクなどを栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は410平方メートルで、稼働人員は1名です。

第7項及び別冊航空写真は6ページを御覧ください。申請地は下柚野で、蓮成寺の南東に位置する農地です。受人は下柚野にお住まい、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。受人は周辺にも農地を所有しており、経営規模拡大のため当該申請地も購入するため申請に及んだものです。申請地は田であり、今後も田んぼとして使用する予定です。受人の許可後耕作面積は7, 244. 05平方メートルで、稼働人員は2名です。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案のうち、5項及び6項について担当委員の調査報告をお願いします。

15番。

15番 萩真教委員

15番です。それでは、ただいま審議中の第5項の案件について現地調査を行いましたので、報告いたします。7月25日午前11時から申請地にて申請人、申請人の友人、私、事務局1名の4名で現地でお話を聞かせていただきました。渡人受人との使用貸借契約に伴う申請となります。受人とは親戚であり、渡人から長年休耕地であった申請地を使用貸借し新規就農することとなり、今回の申請となりました。受人は妻とともに耕作を行っていく予定です。また、渡人から機械・器具を借り、指導を仰ぎながら耕作を行う予定です。その他、事務局の説明のとおりです。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

8番。

8番 伊藤照男委員

ただいま審議中の第6項の調査結果について報告いたします。8月7日午前10時より有賀文彦推進委員、佐野むつみ農業委員、事務局、私の4名で現地調査を行いました。申請地の状況は畑となっていますが、雑草に覆われて除草及び耕地整理を行い、作づけを行うようになります。使用貸借人は手作業でと考えていますが、作業機械も利用し、効率的かつ楽に行うことが大切と考えます。使用貸借人は既に栽培計画も考え、今後経営規模の拡大も考えています。白糸地域でも遊休農地が増える中、このように他地域からの農地利用者があることを歓迎するものです。提出されている申請書のとおりであり、問題はありませんので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の举手をお願いいたします。

[举手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。議第39号は原案のとおり決定することに賛成の方の举手を求めます。

[全員举手]

議長

御異議なしと認めます。よって議第39号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第40号「農地法第5条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 滝口主査

議案の12ページを御覧ください。朗読します。

議第40号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転、またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求める。

第1項及び別冊航空写真は7ページを御覧ください。申請地、申請人は議案のとおりです。申請人が使用貸借による権利設定し、自己用住宅に転用しようとするものです。申請人は現在本家を間借りし居住しておりますが、子供の成長に伴い手狭となり、自己用住宅の建設を検討していたところ、実家から土地を借りられることとなったので、本家の近隣である申請地を宅地として転用しようとするものです。申請地は青地と白地が混在する農地でしたが、農業政策課と協議の上、南側の青地部分は農地として残すように分筆しております。敷地面積が500平米を超えるが、申請地は北側及び東側の道路より約1メートル程度低い形状となっており、車両の転落防止用ガードレールも部分的にしかなく危険な上、降雨量の多いときには雨水が敷地内に浸水することがあるため、道路との距離を確保する必要があります。以上のことから転用面積は適切な面積と判断しました。申請地は、県道大坂富士宮線から南へ150メートルほど離れた小集団の生産性の低い第2種農地と判断しました。申請地周辺の土地で代替性の検討を行っており、選定理由は問題ありません。周囲は北と東を道路、南と西は農地に接しておりますが、農地との間に見切りを設置する計画となっております。また、排水について浄化槽を通す等の被害防除措置を行うことから、周辺農地への影響は軽微と考えられます。万が一被害が生じた場合には、自己責任にて対応します。資金は借入れを予定しており、資金の確保もされております。許可後すぐに着工する計画です。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。議第40号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって議第40号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第41号「富士宮市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

事務局です。議案の13ページを御覧ください。

議第41号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について

令和6年7月30日付、富農第458号で決定を求められた富士宮市農用地利用集積計画につき、別紙のとおり決定するものとする。

別紙農用地利用集積計画（案）について説明します。ページを2枚めくっていただきまして、農用地利用集積計画（案）の2ページ目、農用地の流動化状況を御覧ください。利用権の設定を受けた者3人、利用権を設定する者の数1人、利用権を設定する農用地の面積は計3万7,204.80平方メートルです。

以上で、概要の説明を終わります。

それでは、農用地利用集積計画について説明します。1枚めくっていただきまして、集積計画を御覧ください。第1項から第3項まで全て相対による利用権設定になります。第1項、第2項、第3項は同一筆での利用権設定となり、第3項についてはその隣地も利用権の設定となります。申請地は根原で、朝霧カントリークラブの南西に位置する農地です。別冊航空写真は全て8ページになりますので御覧ください。

第1項申請地は、根原です。受人は議案書のとおりです。賃借権設定となります。飼料作物の栽培、期間は5年6か月、新規になります。移転後経営面積は50万1,573.77平方メートルになります。

続きまして、第2項申請地は根原です。受人は議案書のとおりです。賃借権設定です。飼料作物の栽培、期間は5年6か月、新規になります。移転後経営面積は24万149.70平方メートルになります。

続きまして、第3項を御覧ください。申請地は根原です。受人は議案書のとおりで、賃借権設定です。飼料作物の栽培、期間は5年6か月、新規になります。移転後経営面積は14万3,416.51平方メートルになります。

以上、農業経営基盤強化促進法改正附則第5条第1項に基づき、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。議第41号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって議第41号は農業経営基盤強化促進法改正附則第5条第1項の規定により処理することに決定しました。

協第7号「農地利用集積等促進計画に関する意見聴取について」を協議いたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

事務局です。本日机上に配付しております「農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について」と題された議案を御覧ください。朗読します。

協第7号 農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について

令和6年7月30日付、富農第461号で、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、意見を求められた富士宮市農用地利用集積等促進計画について意見を伺う。

議案、「農用地利用集積等促進計画に関する意見について」を3枚めくっていただき、富士宮市農用地利用集積等促進計画第1項を御覧ください。

第1項から順に説明いたします。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。野菜を栽培し、設定期間は10年で、新規になります。移転後経営面積は1,704平方メートルになります。

第2項を御覧ください。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。野菜を栽培し、設定期間は10年で、新規になります。移転後経営面積は11万287.96平方メートルになります。

第3項を御覧ください。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。水稻を栽培し、設定期間は10年で、新規になります。移転後経営面積は2万1,313.35平方メートルになります。

続きまして、「農地中間管理事業に関わる農用地利用集積等促進計画（配分のみ）について」を御覧ください。

こちらは配分のみの計画になります。中間管理機構に貸付けされましたが、その後解約等により返還されたため、新たな貸付先として計画されたものとなります。

第1項を御覧ください。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。野菜を栽培し、設定期間は3年5か月となります。

続きまして、第2項を御覧ください。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。茶を栽培し、設定期間は11か月となります。

以上、農地中間管理事業の推進に関わる法律第18条第5項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決をします。協第7号は原案のとおり処理することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員賛成]

議長

御異議なしと認めます。よって協第7号は原案のとおり処理することに決定しました。

続きまして、報告事項として、農地改良届出書の受理状況を事務局から報告させます。

事務局。

事務局 池田主査

事務局です。農地改良届出書の受理状況、令和6年6月21日から令和6年7月20日までについて説明します。本日、配付しました農地改良届出書についての受理状況及び別冊航空写真を御覧ください。農地改良届出書の提出がございました。届出人所在地については、受理状況のとおりとなります。第1項、令和6年7月16日受付けにて、農地改良届出が提出されました。申請地はコロナ禍以後長らく休耕状態にあったため荒廃しており、所有者にて改めて耕作をしたいとの意向から、客土を搬入して復元するとともに、段差の是正をしたく届け出られたものとなります。工期は令和6年7月20日から、令和7年6月末までを予定しております。本件につきましては、盛高が30センチメートルを下回ることから、県及び市の盛土条例の対象外となります。何らかの問題が発生した場合は、施工業者にて対応することです。

続きまして、第2項について御説明します。本件は令和6年7月19日受付けにて、農地改良届出が提出されたものとなります。先ほど議第39号、農地法第3条第1項の規定による許可決定について御審議いただきました、第5項の案件に関連したものとなります。第5項にて届出人が借受けする農地についてですが、田が荒廃していたところ、一部について畑地転換を行い、また水はけの悪い一部を田として再利用するため、場内で土を動かして改良したく、届け出られたものとなります。当該地については、貸借に関する3条調査時に無届出で改良工事を行っていたところを指導し届け出させたもので、工事は既に完了しております。被害防除措置としてあぜを広く造るほか、周辺に被害を生じた場合は自己責任で対応することです。

説明は以上となります。

議長

事務局から報告がありましたが、質疑を許します。御質疑がある方の挙手をお願いいたします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。よって報告済みといたします。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の農業委員会総会は、9月11日を予定しております。

以上をもちまして、令和6年8月富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。

午後1時30分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会

会長

会議録署名人

9 番

会議録署名人

10 番